

★カナダ・メキシコ・ブラジル・オーストラリア・ニュージーランド、5カ国の化学物質管理制度を一望できる、国際コンプライアンスの決定版ガイド  
★環境・労働安全・GHSを軸に世界の規制を体系的に理解

# 海外化学物質管理法規制シリーズ①（2026年版）

## カナダ、メキシコ、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランド

岡部 正明 著 博士（工学）、技術士（環境部門、総合技術監理部門）

＜ご専門＞ 化学物質管理／化学物質に関するリスクコミュニケーション／環境リスクマネジメント

＜ご経歴＞

1983年 旭硝子株式会社入社／2002年 英国レスター大学 MBA

2006年 英国スタッフオードシャー大学大学院環境学修士

2007年 技術士（環境部門）／2008年 技術士（総合技術監理部門）

2009年 横浜国立大学環境情報学府 博士（工学）

～2026年 AGC 株式会社 経営企画本部 サステナビリティ推進部

★PDF版(CD-ROM)の仕様について【必ず下記ご確認の上お申し込み下さい】

- ・本文中のURLに関しては、執筆参照時の物であり、現在リンク切れになっている場合もございます。予めご承知おきください。
- ・本文コピー不可。印刷不可。商品ごとに、ファイルデータへ個別のパスワードを設定
- ・購入者様毎にシリアルナンバーを設定。（なお購入者以外の方が不法に利用する事は禁じます）・パスワードはCD-ROMに添付されています。

### 本書のポイント

本書は、カナダ、メキシコ、ブラジル、オーストラリア、ニュージーランドの化学物質管理制度を俯瞰し、各國の特徴・共通点・相違点を体系的に整理した実務者向けの包括ガイドである。

特にカナダでは、CEPA1999とWHMISを中心に、DSL/NDSLによる既存物質管理、NSN（新規物質届出）、CMP（化学物質管理計画）など強力な規制枠組みを詳細に解説する。2023年の改正により「健全な環境を享受する権利」が明記され、市民参加・透明性を重視した制度進化が進む点にも触れる。一方、メキシコは分散型制度で、保健法・LGEEPA（環境法）・労働安全衛生規則（NOM-018-STPS-2015）など用途別・省庁別規制体系を紹介する。更に、ブラジルのEU REACH制度（Lei no 15.022/24）、オーストラリア AICIS、ニュージーランド HSNQ 法など、GHS導入、ラベル・SDS義務、届出・評価プロセス、罰則・執行体制を横断的に比較し、国際コンプライアンス実務に必要な観点を提供する。

### 本書を読んで得られること

- ・主要5カ国（カナダ・メキシコ・ブラジル・オーストラリア・ニュージーランド）の化学物質管理制度の全体像を体系的に理解できる。
- ・GHSを基盤としたラベル・SDS要件、届出、インベントリ制度の国際比較ができる。
- ・最新改正（CEPA2023／ブラジル REACH／GHS移行）など、勘所となる法規制動向を把握できる。
- ・国際事業に必要なコンプライアンス実務（届出、教育、SDS更新、輸入管理）の具体的な着眼点を掴める。
- ・日本制度との違いを踏まえたリスク管理・サプライチェーン対応戦略を構築できる。

### ★書籍申込書

FAX : 03-5740-8766、または、→ <https://johokiko.co.jp/publishing/BA260302.php>  
※FAX番号はくれぐれもお間違えの無い様お願い致します。

（書籍申込み要領）

★右記入の上、FAXでお申込み、  
もしくは、<https://johokiko.co.jp/>  
の申込みフォームから承ります。

○お申込書を確認次第、書籍、請求書、納品書  
および振込要領をお送りいたします。  
(送料は弊社負担)

○未発刊の書籍をお申込みの場合、  
発刊時に弊社より書籍、請求書、納品書  
および振込要領をご送付いたします

○お支払いは請求日翌月末までに、銀行振込  
にてお願ひいたします。原則として領収証の  
発行はいたしません。

○振り込み手数料はご負担ください。

発刊 2026年3月

体裁 B5判 約200ページ

定価（税込（消費税10%））

書籍版/PDF（CD-ROM）版 38,500円

書籍版+PDF版セット価格 49,500円

ISBN 書籍版 978-4-86502-301-5

ISBN PDF版 978-4-86502-302-2

### 1. カナダ

#### 1.1 概要

1.1.1 基本法規制の枠組み／1.1.2 新規化学物質届出制

1.1.3 化学物質管理計画（CMP）

1.1.4 労働安全関連規制／1.1.5 最近の動向／1.1.6 まとめ

1.2 CEPA 1999

（Canadian Environmental Protection Act）

1.2.1 法の概要／1.2.2 化学物質管理

1.2.3 リスク管理手法／1.2.4 改正の主要点（2023年）

1.2.5 國際的意義／1.2.6 まとめ

1.3 WHMIS

（Workplace Hazardous Materials Information System）

1.4 その他の関連制度

1.4.1 NPRI（National Pollutant Release Inventory）

1.4.2 Significant New Activity Notice（SNAC）

1.5 ラベル・SDS・分類

1.5.1 ラベル／1.5.2 SDS／1.5.3 分類

1.5.4 GHS／1.5.5 罰則

1.6 日本との制度比較

### 2. メキシコ

#### 2.1 概要

2.1.1 主な化学物質関連法令と規制体系

2.1.2 最近の動向／2.1.3 まとめ

2.2 保健法（Ley General de Salud）

2.3 生態学的平衡および環境保護法（LGEEPA）

2.4 労働安全衛生規則

（Reglamento Federal de Seguridad y Salud en el Trabajo）

2.5 火器・爆発物に関する連邦法

（The Federal Law of Arms of Fire and Explosives）

2.6 ラベル・SDS・分類

2.6.1 ラベル／2.6.2 SDS／2.6.3 分類

2.6.4 GHS／2.6.5 罰則

2.7 日本とメキシコの化学物質規制の主な違い

### 3. ブラジル

3.1 ブラジル REACH（Lei no 15.022/24）の概要

3.1.1 対象物質と届出義務／3.1.2 登録情報の内容

3.1.3 唯一代理人制度（OR）

3.1.4 まとめ／3.1.5 最新の動向

3.1.6 ブラジル REACH（Lei no 15.022/24）

3.2 ラベル・SDS・分類

3.2.1 ラベル／3.2.2 SDS（ブラジルでは「FDS」）

3.2.3 分類／3.2.4 GHS／3.2.5 罰則

3.3 日本とブラジルの化学物質規制の主な違い

### 4. オーストラリア

#### 4.1 概要

4.1.1 工業化学品法（Industrial Chemicals Act 2019）

4.1.2 AICIS

（Australian Industrial Chemicals Introduction Scheme）

4.1.3 最近の動向／4.1.4 まとめ

4.2 工業化学品法（Industrial Chemicals Act 2019）

4.2.1 予備事項／4.2.2 導入者の登録制度

4.2.3 化学品の分類と評価／4.2.4 行政主導の評価

4.2.5 産業用化学品インベントリ

4.2.6 情報提供・報告・機密保持

4.2.7 執行／4.2.8 行政運営／4.2.9 國際協定

4.2.10 その他

4.3 AICIS

（Australian Industrial Chemicals Introduction Scheme）

4.3.1 制度概要：AICIS の目的・適用範囲・運用主体

4.3.2 法的根拠：Industrial Chemicals Act 2019 等

4.3.3 対象となる化学物質の範囲（定義・除外事項）

4.3.4 導入者（Introducer）登録要件と手続き

4.3.5 カテゴリーごとの特徴と手続き

4.3.6 登録・公開の具体的要件（SIR、pre-introduction reports 等）

4.3.7 AIIC（Australian Inventory of Industrial Chemicals）の構造と検索方法

4.3.8 分類・表示制度（GHS、SDS、ACCC や Safe Work Australia との関係）

4.3.9 企業に求められる義務（年次宣誓、記録保存、コンプライアンス）

4.3.10 輸入・製造に関する手続きの流れ（フローチャート）

4.3.11 最近の法改正・動向（2023-2025 年の更新、PFAS 対応、SIR 最適化等）

4.3.12 PFAS 対応と特定物質への対応（522 PFAS 情報提供要求等）

4.3.13 國際比較（EU REACH、米国 TSCA 等との相違点）

4.3.14 企業対応の実務（輸出者・サプライヤー向けチェックリスト）

4.3.15 罰則・違反事例と行政対応（監査・是正命令）

4.3.16 情報公開・CBI（機密情報）管理

4.3.17 SDS・ラベリングの実務（SDS 作成基準、ACCC との連携）

4.3.18 AIIC への物質追加・評価プロセス（評価証明書とインベントリ収載）

4.3.19 制度の構造・手続きの流れ（図表による整理）

4.3.20 おわりに：AICIS 制度の今後と企業への示唆

4.4 ラベル・SDS・分類

4.4.1 ラベル要件／4.4.2 SDS／4.4.3 化学品分類制度

4.4.4 GHS／4.4.5 罰則

4.5 日本とオーストラリアの化学物質規制の主な違い

### 5. ニュージーランド

#### 5.1 概要

5.1.1 HSNQ 法（Hazardous Substances and New Organisms Act 1996）

5.1.2 HSW 法（Health and Safety at Work Act 2015）

5.1.3 最近の動向／5.1.4 まとめ

5.2 HSNQ 法（Hazardous Substances and New Organisms Act 1996）

5.2.1 基本情報／5.2.2 危険物質の定義と例

5.2.3 新規生物の管理／5.2.4 承認と分類制度

5.2.5 法的枠組みと特徴／5.2.6 國際的整合性

5.2.7 実務上の重要性

5.2.8 補足 橫断的・実務の観点からの詳細解説

5.3 HSW 法（Health and Safety at Work Act 2015）

5.3.1 制定背景／5.3.2 基本原則／5.3.3 主な役割と義務

5.3.4 適用範囲／5.3.5 違反と罰則／5.3.6 実務上の重要性

5.4 ラベル・SDS・分類

5.4.1 ラベル／5.4.2 SDS／5.4.3 分類（Classification）

5.4.4 GHS／5.4.5 罰則

5.5 日本とニュージーランドの化学物質規制の主な違い

（書籍申込み要領）

★右記入の上、FAXでお申込み、  
もしくは、<https://johokiko.co.jp/>  
の申込みフォームから承ります。

○お申込書を確認次第、書籍、請求書、納品書  
および振込要領をお送りいたします。  
(送料は弊社負担)

○未発刊の書籍をお申込みの場合、  
発刊時に弊社より書籍、請求書、納品書  
および振込要領をご送付いたします

○お支払いは請求日翌月末までに、銀行振込  
にてお願ひいたします。原則として領収証の  
発行はいたしません。

○振り込み手数料はご負担ください。

ご連絡頂いた、個人情報は弊社商品の受付・運用・商品発送・アフターサービスのため利用致します。今後のご案内希望の方には、その目的でも使用致します。

今後のサービス向上のため「個人情報の取扱に関する契約」を締結した外部委託先へ、個人情報を委託する場合があります。個人情報に関するお問合せ先 policy@johokiko.co.jp